

法第 9 2 条 (延べ面積)

延べ面積から控除することができる自動車車庫等

令第 2 条第 1 項第 4 号、同条第 3 項及び令第 1 3 7 条の 5 に規定する「自動車又は自転車」には、道路運送車両法に規定する原動機付自転車が含まれる。